

福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付要綱

令和6年3月19日

要 綱 第 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福智町消防団の消防の用に供する準中型自動車等の運転資格取得を促進し、福智町消防団機能の維持を図り、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的とし、消防自動車の運転に必要な準中型自動車運転免許の取得等に係る費用に対し、予算の範囲内において交付する福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金（以下「補助金」という。）について、福智町補助金交付規則（平成24年福智町規則第6号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、消防団員（以下「団員」という。）とは、福智町消防団員の定員、任免、職務等に関する条例（平成18年福智町条例第149号）第3条の規定により任命された者をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団員とし、本補助制度の利用は1回限りとする。

- (1) 平成29年3月12日以降に初めて普通自動車運転免許証を取得した団員
- (2) 所属する分団（福智町消防団の組織等に関する規則（平成18年福智町規則第88号）第4条に規定する分団をいう。以下同じ。）に配備されている消防自動車を運転することができる運転免許を有していないこと。
- (3) 所属する分団の分団長が推薦する団員
- (4) 平成30年4月1日以降に新規加入した団員
- (5) 町税等を滞納していない団員
- (6) 準中型自動車運転免許取得後、5年以上在職し、消防団活動をすることを誓約する団員

(補助対象経費)

第4条 補助金の額は、団員が準中型自動車運転免許証を取得するために要する経費（次に掲げる経費に限る。）とする。

- (1) 自動車教習所の入所に要する経費
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額の3分の2以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、130,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団員は、福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 申請時の自動車運転免許証の表面及び裏面の写し
- (2) 教習所の教習費用等の見積書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、必要と認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

(補助事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団員（以下「交付決定者」という。）は、補助金に係る経費の変更その他申請した内容に変更が生じたとき、又は準中型自動車運転免許の取得を中止するときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、準中型自動車運転免許証を取得した日から起算して30日以内に、福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 本事業で取得した準中型自動車運転免許証の表面及び裏面の写し
- (2) 教習所での準中型自動車運転免許取得に要する経費の領収書及びその内訳が分かる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認められる場合、補助金の額を確定し、福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金確定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第 11 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金交付請求書（様式第 5 号）を、前条の規定による補助金の確定の通知日から起算して 30 日以内又は交付決定のあった日の属する町の会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- （3）補助金対象となる運転免許取得の日から、5 年以上団員として活動できなかったとき。
- （4）その他町長が不適切と認める事由が発生したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、福智町消防団員準中型自動車運転免許取得費補助金取消通知書（様式第 6 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還等）

第 13 条 交付決定者は、前条第 1 項の規定による取消しを受けた場合には、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、速やかに返還しなければならない。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。